

竹島ふ頭港湾情報拠点施設設計業務プロポーザル 質問回答 (R8. 4. 28 正午までに提出された質問)

No.	区分	ページ等	質問カテゴリ	質問内容	質問回答	回答日
A-1	プロポーザル 公募要領	P2 5 (3)	参加資格要件	5 参加資格 (3)設計実績に関する事 について、実績は配置する管理技術者および代表構成員が前職で行った実績も利用可能でしょうか？	配置予定の管理技術者が前職で行った実績は、前職の代表者が証明する実績証明書（「公募要領 10 (1) エ(イ)」に記載）があれば利用可能です。 なお、本公募要領では「代表構成員」とは、JV を構成した際の代表となる法人を指しますので、「前職」というのは該当しません。設計実績は、法人又は管理技術者のどちらかが有していればよいです。 本公募要領での言葉の定義は以下の通りです。 「代表構成員」：共同企業体（JV）の代表となる者（法人） 「管理技術者」：本設計業務の契約において、受託者側の技術的な統括を行う責任者（個人） 「前職」：管理技術者（個人）が、現在所属している会社（法人）の以前に所属していた会社（法人）	R8. 4. 28
A-2	プロポーザル 公募要領	P2 5 (3)	参加資格要件	5 参加資格、(3)設計実績について、法人として参加した設計 JV(代表構成員ではない)での設計実績は認められるでしょうか。	JV の構成員であれば、代表構成員でなかった場合も設計実績として認めます。ただし、協力者として参加した場合は設計実績に認めることが出来ません。	R8. 4. 28
A-3	プロポーザル 公募要領	P2 5 (3)	参加資格要件	参加資格の設計実績に関して 「ア_公共建築物（国、地方自治体に限る）の新築、改築、増築」に2025年日本国際博覧会大阪・関西万博での実績は該当する と考えてよろしいでしょうか。	公共建築物（国、地方自治体に限る）の実績かどうかは、設計契約の発注者が国、地方自治体であるかで判断してください。国、地方自治体の直接発注で無い場合は実績として認めることが出来ません。 (補足) ア 公共建築物（国、地方自治体に限る）の設計実績は、面積の規定は設けておりません。 イ 延床面積 1,000 m ² 以上の設計実績は、民間建築物でも認めます。 ウ 公共建築物（国、地方自治体に限る）の設計実績は、日本国内で業務を完了したものであれば、発注者が海外の場合も認めます。	R8. 4. 28